

# 情報提供

那医発第 123 号  
令和 6 年 6 月 11 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 白井 和美



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 3 4 4 号  
令 和 6 年 6 月 6 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 玉城研太朗

## 労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記相談窓口の案内がありましたので、お知らせいたします。

標記相談窓口は、化学物質管理の事業者向け無料相談窓口となっております。産業医におかれましては、本窓口を事業者に伝えるほか、一般的なことがらであれば産業医の相談にも対応いただけるとのことですので、化学物質管理について疑問等がございましたらご活用いただけますと幸いです。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ■ 労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

(令和 6 年 5 月 31 日 日医発第 427 号 (健 I))

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会業務 2 課 平良、高良、勢理客  
TEL : 098-888-0087  
FAX : 098-888-0089  
Mail : g2@okinawa.med.or.jp



# 労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

## ◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください
- 化学物質管理に役立つ情報はどこでわかりますか



# 050-5577-4862

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。   と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

\*相談は無料ですが、通話料がかかります。

\*相談窓口開設期間は令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。

\*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話での回答になる場合がございますのでご了承ください。



令和6年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」  
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

<https://technohill.co.jp/>